

◆ 懲戒解雇の際の解雇予告について ◆

相談

従業員が会社の金銭を私的に横領していることが発覚し、懲戒解雇にしたいと思いますが、解雇するには解雇予告や解雇予告手当の支払いが必要だと聞きます。本人に重大な責任がありますが、やはり、予告や手当の支払いは必要なのでしょうか？

労働基準法第20条では、解雇する際には以下の手続きを取るよう定めています。

原則(①、②のいずれか)

- ①30日以上前に解雇予告
- ②30日分以上の平均賃金の支払い(解雇予告手当)

解雇予告・手当の支払いが除外される場合

労働者の責めに帰すべき事由により解雇する場合

- ・会社内の窃盗、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があった場合
- ・採用条件の要素となるような経歴を詐称した場合
- ・2週間以上無断欠勤し、出勤の督促に応じない場合 等

所轄労働基準監督署長の認定が必要

『解雇予告除外認定申請』の手続きの流れ

解雇予告除外認定申請書 → 所轄労働基準監督署へ提出

【添付書類】

- ①就業規則の写し(懲戒解雇が規定されている箇所)
- ②労働者の行為について事実関係の分かる資料
- ③労働者の自認書、懲罰委員会の議事録(揃っている場合) など
- ④労働者名簿

解雇予告除外認定申請書	
労働者氏名	
労働者番号	
所属部署	
事由発生年月日	
認定年月日	
申請人(会社) 氏名	
申請人(会社) 住所	
申請人(会社) 電話番号	
労働基準監督署長 署名	
労働基準監督署長 印	

事由発生

会社が労働者から事実確認

労基署が本人に事実確認

約2週間

認定 → 解雇

不認定 → 解雇予告
手当の支払 → 解雇

【注意すべきポイント】

- ①解雇予告除外認定申請中に労働者を自宅待機させる場合は休業手当の支払いが必要になります。
- ②解雇予告除外認定は、原則として解雇の意思表示をする前に受けなければならないため、認定を受ける前に具体的な解雇日を通告しないでください。



【最後に】

一般的に、使用者が懲戒処分する権利は、労働者の私生活上の行為にまで及ぶものではないと考えられるため、業務外での行為については除外認定が認められない場合があります。ただし、労働者の勤務状況、勤続年数、地位や職責等を考慮し、その行為が会社の秩序を乱し、会社の社会的評価を低下させる可能性がある場合と認められる場合は、私生活上の行為であっても認められる場合があります。

お知らせ

- ◆ 厚生年金保険料率が変わります。
10月中に支払う給与から控除する社会保険料が変更になります。各人ごとの保険料額については、改めて担当よりお知らせ致します。
- ◆ 平成29年10月1日から最低賃金が改正になります。
栃木県では、775円 → 800円となり、25円の引き上げになります。主な都道府県では・・・
埼玉県 845円 → 871円、福島県 726円 → 748円、兵庫県 819円 → 844円 となっております。



《筆者：古谷野》

自然との共生

眼下に見える黒部湖



間近に見える剱岳



2013年の8月に歩いた「立山三山」・・・「雄山～大汝山～富士ノ折立」までしか行けなかったこの山に再度挑戦し、8月26日(土)、27日(日)に隈なく歩いてきました。天候に恵まれ360度の景色を味わうことができました。



「剱岳、後立山」(鹿島槍から白馬岳)、そして「槍ヶ岳～穂高連邦」、遠くには「富士山」、南アルプスの「間ノ岳、北岳」までがはっきりと見えて登山の醍醐味を味わってきました。美しい北アルプスの風景をご覧ください。

ミクリガ池



歩行ルートが見えますね!



わたしのひとこと

個別紛争に係る労働問題が多くなっています。その代表的なものが労働局に設けられている紛争調整委員会で取り扱っている「あっせん」等です。

これは、弁護士・大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者で組織されている委員会であり、都道府県労働局に設置されています。労働者の駆け込み場所のようなところです。

前月、ここに顔を出す機会があり、この実態を知り驚きました。なんと、制度の常習者が何人もいるということです。「解雇予告手当・慰謝料」等を解決金として要求する・・・これを年に2～3回繰り返しているということです。「あっせん」という場所に提訴し、その金額で生活することを常習とする労働者、社会の構造そのものを疑いたくなります。採用時の注意事項です。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

